

和歌山県立医科大学附属図書館長選考規程

制 定 昭和 46 年 12 月 21 日和医大規程第 14 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、和歌山県立医科大学附属図書館長（以下「図書館長」という。）の候補者の選考について必要な事項を定めるものとする。

(選考の時期)

第 2 条 図書館長候補者の選考は、次の各号の一に該当する場合に、和歌山県立医科大学（以下「本学」という。）の教授会（以下「教授会」という。）が行う。

- (1) 図書館長の任期満了のとき。
- (2) 図書館長が停年に達したとき。
- (3) 図書館長が辞任したとき。
- (4) 図書館長が欠けたとき。

2 前項第 1 号の場合においては任期満了の 1 月前までに、同項第 2 号、第 3 号及び第 4 号の場合においてはそれぞれ該当事由の生じた日以降速やかに選考を行うものとする。

(図書館長の任期)

第 3 条 図書館長の任期は、就任の日から 2 年とする。ただし、再任を妨げないが引き続き 4 年をこえることはできない。

(選出の方法)

第 4 条 教授会は、本学の教授のうちから図書館長候補者を選出する。

- 2 前項の図書館長候補者の選出は、選挙によるものとする。
- 3 前項の選挙は、教授会の構成員により行う。
- 4 第 2 項の選挙は、投票権者の 4 分の 3 以上の出席がなければ成立しないものとする。
- 5 選挙は、単記無記名投票とし、不在者投票及び代理投票は行わないものとする。
- 6 前項により投票を行った結果、投票総数の過半数の得票者を当選者とする。ただし、過半数の得票者がいないときは、有効投票の最多数を得た者から 2 位までの者についてさらに投票を行い、その投票の最多数を得た者を当選者とする。この場合において同数の得票者があるときは、議長の決するところによる。

(報告)

第 5 条 教授会は、前条の規定に基づく選挙の結果、選出した図書館長候補者を学長に報告するものとする。

(規程の改正)

第 6 条 この規程は、教授会の構成員の 3 分の 2 以上の同意がなければ改正することができない。

(補則)

第7条 この規程の実施について必要な事項は、教授会において定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、昭和46年12月21日から施行する。
- 2 教育公務員特例法に基づく学長以下の選考基準第1条及び第2条中、図書館長の項は、それぞれ削除する。